

## 住田町週休2日工事实施要領

令和6年4月24日制定

令和8年4月1日改正

### (目的)

第1 本実施要領は、週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (準用)

第2 週休2日工事の実施に関しては、岩手県県土整備部週休2日工事实施要領（平成29年9月12日県技第399号。）の例による。ただし、同要領第9及び第15の規定は適用しない。

### (工事成績評定における評価)

第3 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、発注者は、工事成績評定において減点評価を行うものとする。

### (その他)

第4 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、別段の定めがあるものを除き、令和8年度以降の工事に適用する。